

新型コロナウイルス対応緊急援助成  
事業計画（実行団体）

事業名(主)	子ども・母子のための相談・シェルター事業
事業名(副) <small>※任意</small>	コロナ禍における緊急避難場所・居場所提供

入力数 主 20 字 副 20 字

実行団体名	特定非営利活動法人ダイバーシティ工房
資金分配団体名	公益社団法人ユニバーサル志縁センター

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域		分野	
<input checked="" type="checkbox"/>	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/>	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
		<input checked="" type="checkbox"/>	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
		<input type="checkbox"/>	③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input checked="" type="checkbox"/>	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/>	④働くことが困難な人への支援
		<input checked="" type="checkbox"/>	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="checkbox"/>	⑥地域の働く場づくりの支援
		<input type="checkbox"/>	⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	<input type="checkbox"/>	
------------------------	--------------------------	--

入力数 0 字

SDGsとの関連

ゴール
1.貧困をなくそう
3.すべての人に健康と福祉を
4.質の高い教育をみんなに
4.質の高い教育をみんなに
10.人や国の不平等をなくそう

実施時期 (最大8ヶ月間)	2021年10月 ~ 2022年 2月	事業 対象地域	<input type="checkbox"/> 全国 <input checked="" type="checkbox"/> 特定地域 (主に千葉県及び関東近郊エリア)	事業対象者: (事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	虐待・家庭内不和・生活困窮・DVなどで生活で困難を抱える子ども若者のうち特に若年女性、母子	事業 対象者人数	30
------------------	---------------------	------------	--	---------------------------------------	---	-------------	----

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的
「全ての家庭が安心して暮らせる社会」をビジョンに掲げています。ひとり親家庭、生活保護・困窮、不登校、発達障害、虐待経験などを持つ子どもたちや家庭が生きづらさを抱えたり、制度のはざまに孤立したりしないよう、学習支援・生活支援、相談支援、居場所づくりなどを通して、0～20歳まで切れ目ない支援を行うことを目指しています。
(2)団体の概要・事業内容等
既存の福祉制度を使えない/使いにくい人を対象に、全国の生活に困りごとを抱える人々を対象としたLINE相談、医療的ケア児や障害がある子を優先的に受け入れる保育園、発達障害や不登校などの子を対象とした学習支援、自立援助ホーム、短中期シェルター、育児不安を抱える子育て家庭向けコミュニティカフェ、生活困窮世帯を対象とした無料の学習教室・食料配布事業を運営し、子どもとその保護者を包括的に支援しています。

入力数 (1) 158 字 (2) 199 字

II.事業の背景・社会課題

新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題
【背景】 2020年12月、当法人はコロナ禍において若年女性を対象とした民間短中期シェルターを立ち上げました。現在2名が中期滞在し、2名緊急の受け入れを行っています。 シェルターの入居者や問い合わせから、コロナ禍において就労が難しかったり、安心して過ごせる場所がなかったりする子ども・若者に出会っています。  ①Aさん：20代前半女性。コロナの影響で収入が減り、生活困窮の状態になりシェルターに繋がる。新しく仕事を探してもコロナ禍で仕事場の見学が難しかったり、学歴を理由に面接が通らなかつたりする状況。また被虐待経験からくる心身の不調や借金苦から、シェルターに来てから家に引きこもる時間が長くなり、自立への見通しが立ちづらい。 ②Cさん：外国人女性。母国に帰国予定だったがコロナ禍で帰れず、日本で出産。乳幼児を抱え一緒に住める場所がない。 ③Dさん：高校1年生女子児童相談所滞後、児童精神科に入院。居場所を求めてLINE相談につながる。面談後、「父から胸を触られる」「家に帰りたくない」などの発言があり、一時的にシェルターを利用。  【社会的課題】 現状の福祉制度では児童養護施設は18歳まで、自立援助ホームは20歳までと対象年齢が限られています。未成年や若年女性は、利用できる制度や支援まで辿り着けず自分で何とかしようとした結果、弱い立場に追い込まれたり事件に巻き込まれたりするリスクが高まっている現状があります。また未婚でDV等の被害を受けていない、障害や虐待の経験より就労できる状態ではないなどの場合は、DV保護施設や困窮者支援などが使づらい状況にあります。既存制度を使いにくい子どもや若者が、自立を見据え安心して繋がることのできる場所が限られています。 3回目の緊急事態宣言が発令・延長され、DVや児童虐待等のリスクや生活困窮家庭の経済状況はさらに深刻化することが予想されます。

入力数 799 字

III.事業内容

<b>(1)事業の概要</b>
<p>・当法人が運営する短中期シェルターにて、虐待・DV・困窮など様々な理由で居場所がない若年女性（特に15歳～25歳）の受け入れを行います。入居者に対しては、支援員が関係機関と連携しながら、次のステップ（就労先を見つける、住居が見つかるなど）が明確になるまで伴走支援していきます。</p> <p>・乳幼児を抱える若年の母親の場合、当法人が運営する企業主導型保育園を一時的に利用できるような体制を整備していきます。</p> <p>・地域の子ども食堂や定時制高校でのアウトリーチ活動を通じて対象者を見つけに行き、一時保護が必要でなくても食料など日常生活に困っている子ども・若者に対しては食料等の支援を併せて実施していきます。</p>

入力数 293 字

<b>(2)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態</b>
<p>行き場がない等の困りごとを抱える子ども・若者・母子たちが支援制度等につながった状態でシェルターから自立できる状態</p> <p>そのために①一時保護が必要な子ども・若者・母子が当団体の緊急支援（食料支援・シェルター）につながる②シェルター利用者が一人暮らしに必要な生活能力をつける③シェルター利用者が就労先を見つけられる④シェルター利用者が他の関係機関との繋がりが持っていることを目指す。</p>

入力数 190 字

(3)今回の事業実施で達成される状態（アウトプット）	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
①一時保護が必要な子ども・若者・母子が当団体の緊急支援（食料支援・シェルター）につながる ②シェルター利用者が一人暮らしに必要な生活能力をつける ③シェルター利用者が就労先を見つけられる ④シェルター利用者が他の関係機関との繋がりが持っている	①-1SNSでの広報回数 ①-2近隣地域へのチラシ配布箇所 ②金銭・健康・リスク管理等に 利用者との面談回数 ④新規に繋がった団体数	①-1 広報発信回数カウント ①-2 チラシ配布箇所カウント ②面談回数カウント ④団体数カウント	①-1 月1回以上 ①-2 50件以上 ②利用者につき合計3回以上面談を実施 ④利用者につき1団体以上新規の団体と繋がりが持てる	2022年2月

(4)活動	時期
SNSや当法人メールマガジン発信	2021年10月～2022年2月
チラシ配布を活用した広報	2021年10月～2022年2月
緊急で食料が必要な方、シェルター退去者で食料に困る方への食料支援	2021年10月～2022年2月
他事業部、他機関からの繋がりがから、シェルターへ受け入れを行う	2021年10月～2022年2月
利用者が基礎的な調理スキルを習得する	2021年10月～2022年2月
金銭管理方法に関する面談を職員と月1回実施	2021年10月～2022年2月
健康管理に関する面談を職員と月に1回実施	2021年10月～2022年2月
受診支援	2021年10月～2022年2月
リスク管理・戸締り・火気の管理地震・水害への対処を日常生活の中で教え、退去時に確認する	2021年10月～2022年2月
ジョブカフェへつなぐ、カウンセリング・セミナー・企業等の交流イベントに参加できるよう支援する	2021年10月～2022年2月
職業訓練校等、就労に繋がる講座の受講を支援する	2021年10月～2022年2月
高卒の資格のないものに対して、定時制・通信制など働きながら学べるよう支援する	2021年10月～2022年2月
関係者会議への参加、関係機関との面談実施	2021年10月～2022年2月
他団体や他施設の見学同伴	2021年10月～2022年2月
新規の団体との繋がりを持つ支援	2021年10月～2022年2月

IV.事業実施体制

<b>(1)メンバー構成と各メンバーの役割</b>	<p>・相談・生活支援員（常勤）：2名 ・非常勤職員（生活支援）：2名</p> <p>・事務局（広報・経理等）：2名</p>
<b>(2)他団体との連携体制</b>	<p>・子ども・若者の受け入れや緊急時の対応について：中核地域生活支援センター、市川児童相談所、子ども家庭支援課、児童家庭支援センター、市川警察署生活安全課、地域若者サポートステーションなど地域の関係機関との連携。</p>
<b>(3)想定されるリスクと管理体制</b>	<p>・対象者が明らかな虐待を受けていたり身に危険が迫っていたりする場合、犯罪に巻き込まれている可能性のある場合は直ちに警察・児童相談所等への通報を行う。</p> <p>・シェルターでの活動の場合、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員・利用者のマスク着用、手洗い消毒、検温を徹底し、共有部分の消毒を行う。</p>

V.関連する主な実績

<b>(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無</b>				
<b>新型コロナウイルス感染症に係る事業</b>				
①本申請事業について、新型コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有の場合 その詳細	2021年9月末まで「ちばのWA地域づくり基金・休眠預金 新型コロナウイルス対応緊急支援助成」を受けて運営
②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない	無 <input checked="" type="checkbox"/>	※有の場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）		
<b>(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績</b>				
<p>日頃より地域の各機関と連携して事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市川児童相談所をはじめとする千葉県内及び東京都内の児童相談所：虐待など困難ケースでの連携</li> <li>・中核地域生活支援センターがじゅまる、市川市生活サポートセンターそら：障害や生活困窮など複合的な課題を抱える子ども家庭に対しての支援の連携、専門的支援の提供</li> <li>・児童家庭支援センターこうのだい：母子家庭への支援の連携、専門的支援の提供</li> <li>・いちかわ・うらやす若者サポートステーション：不登校・引きこもりの子に関するの情報交換、専門機関の紹介、職業紹介</li> <li>・認定NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンの会：生活保護・困窮家庭の子どもへの支援に関する情報提供</li> <li>・市川子ども食堂ネットワーク：市川市内にて運営されている子ども食堂6拠点と困窮家庭の子どもへの学習支援や子ども食堂運営について情報共有・連携</li> </ul>				